

平成28年8月5日

秋田県農地中間管理事業現地研修会(県南ブロック)事例発表

農地の利用集積を推進し促進費を活用して 将来に負債を残さない基盤整備事業の実施

秋田県南旭川水系土地改良区 横手地域事業推進担当
(農)塚堀農事生産組合 会長兼常務理事
秋田県農地中間管理機構 現地相談員

鈴木 和 一

農地中間管理事業の活用事例（横手市清水町地区）

地区の概要と農地中間管理事業導入の経緯

1. 基盤整備事業面積…………… 66. 13 ha
2. 中間管理事業エリア面積…………… 55. 30 ha
3. 中間管理事業活用集積面積… 44. 82 ha (81. 0%)

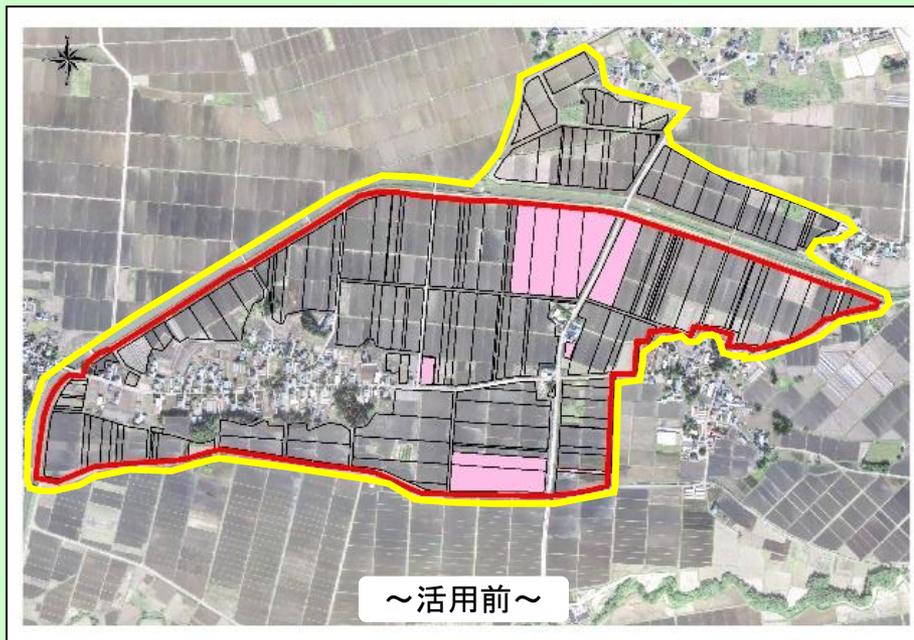
◆本地区がある横手市は秋田県の県南地域に位置し、奥羽山脈、出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央部に肥沃な水田地帯を形成している。ほ場は50a～1haで整備されており尚且つ、地区の7割は均平区で畦畔を取除く事により2ha～3haの大区画ほ場となる。

- ◆ 平成20年10月 基盤整備事業推進協議会設立
- ◆ 平成23年 4月 事業採択(H24年～H26年面工事)
- ◆ 平成24年 1月～ 地域農業の発展を目指して法人設立に向け、集落農家との話し合い
- ◆ 平成27年 4月 農事組合法人 清水町を設立
- ◆ 平成27年 8月 農事組合法人 郷新会を設立

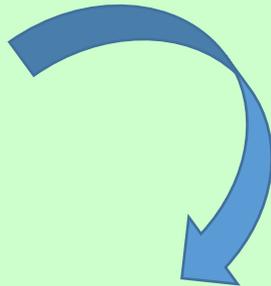
※既存の法人、「農事組合法人 塚堀農事生産組合」と担い手農家1個人の4中心経営体で農地中間管理事業を活用

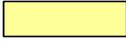
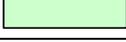
取組のポイント

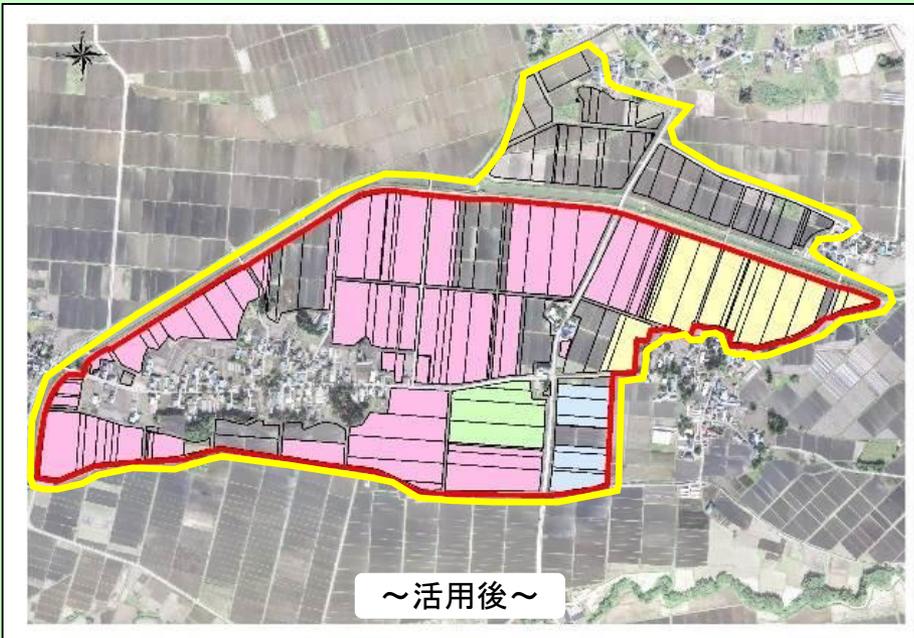
- ◆農地集積加速化基盤整備事業を導入し、農業の基盤づくりを図り将来を見据え計画を組むのはもっとも大切な事であるが、20年以上にも及ぶ地元負担金の償還が大きく農業経営に申し掛かることとなる。
このため、地元負担金を限りなく0(ゼロ)にするためには法人を設立して集積を図り「促進費」の受給がなくては、これからの営農計画が成り立たなくなるとの思いから、新規法人設立への機運が高まった。
- ◆新規法人の設立は事業最終年度を目途としていたが、平成26年度からの農地中間管理機構の創設及び同年度に面工事が全て完了し一時利用指定を受けることから平成27年度の法人設立と農地中間管理事業の活用を目途とした。
(交付金算定面積は、一時利用指定の面積)
- ◆地域集積協力金のエリア設定に関して、地域の話し合いにより基盤整備事業の全エリアではなく旧市町村及び当時の集積予定等を鑑みて設定した。



- ・黄枠が基盤整備事業エリア
- ・赤枠が農地中間管理事業活用エリア



凡 例	
	(農)清水町
	(農)郷新会
	(農)塚堀農事生産組合
	中心経営体 (個人)



取り組みを進める中での課題と対応方策

- ◆一番の課題として、農地中間管理機構を通しての10年以上の貸付けをした場合、多額の経営転換協力金が交付されるとの話題が先行され、「促進費」と「機構集積協力金」の話がなかなか理解されず、その説明及び取りまとめに一苦労した。



- ◆基盤整備事業の会議の中で、**基盤整備事業「促進費」**と**農地中間管理事業「機構集積協力金」**の違いを説明し、理解に務めた。

そして、農地中間管理事業を活用するための組織（清水町地区農業推進協議会）を立上げ、「人・農地プラン 清水町地区」の話し合いを行い農地中間管理事業に於けるエリアを設定した。

その後は、県地域振興局・横手市農業振興課・JA秋田ふるさと担い手支援室・秋田県南旭川水系土地改良区の各担当者からの協力を得て幾度となく話し合いを重ね制度やメリットを説明することで農地集積への理解を促した。

農地中間管理事業導入のメリット・効果

- ◆機構は県知事から指定を受けた公的な機関であるため、出し手農家が安心して農地を貸付できる。
- ◆毎年の賃料は、機構から確実に振り込まれるので、法人経営の上でも事務軽減がなされる。
- ◆土地利用集積及び面的集積が図られ、ブロックローテーションによる将来を見据えた営農計画を策定する事ができる。
- ◆地域集積協力金の用途は、地域の話し合いにより地域農業を担う、4中心経営体で農業機械購入資金として活用することにより、法人の安定経営及び地域内農業の振興と発展に繋がった。



最後に・・・

今後、基盤整備事業を施行しようとする地区の皆さんに・・・

- ①基盤整備事業の事業費の地元負担金を限りなく軽減出来るよう集積する事を目的に法人化を図る。
- ②県・市・公社・J A・土地改良区が協議して、その地区に応じた話題提供する事が必要である。
- ③基盤整備事業採択2年度までには、法人設立の方向性を見出す必要がある。

※これらを踏まえ、基盤整備事業を実施し農地中間管理事業モデル地区に設定されている地区については、**第一に「促進費」の受給を念頭におき**事業採択2年目の換地計画原案作成の段階まで法人を設立し、その年に農地中間管理事業を活用する流れが最善かと思われる。